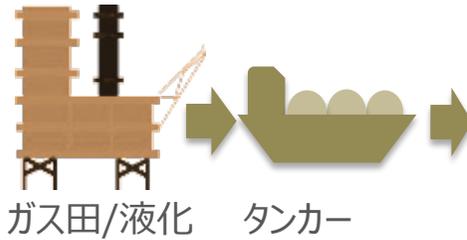


ガス事業と法改正の概要について

平成28年10月
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

都市ガス事業の流れ

調達・輸入



ガス小売事業者

LNG基地受入れ



ガス製造事業者
(小規模基地については
ガス小売事業者)

大都市近隣の港湾等全国
35カ所に整備

保有者	基地	タンク
ガス	13	48
電力	9	49
ガス/電力共有	6	67
その他	7	27
計	35	191

ガス導管輸送

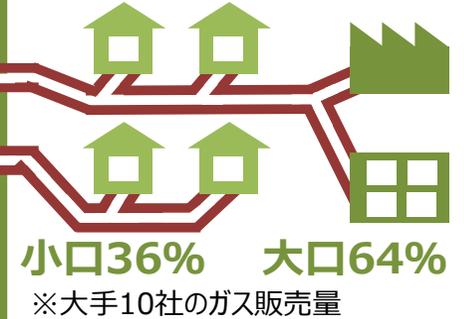


一般ガス導管事業者
又は特定ガス導管事
業者

導管総延長の5割は大手3
社が保有

導管延長 (万km)	都市ガス会社(203社) 導管整備・小口供給は地域独占	販売比率 (量)
13.7(53%)	東京、大阪、東邦(3社)	65%
2.9(11%)	準大手(北海道、仙台市、静岡、 広島、西部、日本)(6社)	8%
7.6(30%)	ガス管で卸受け(122社)	18%
1.2(5%)	ローリー・貨車で卸受け(72社)	1%
0.3(1%)	都市ガス以外(電力会社等)	8%
25.8(100%)	計	100%

小売販売



ガス小売事業者

家庭などの小口向けは、都
市ガス会社が許可された区
域で独占的に供給

輸入量上位は電力会社

輸入事業者
①東京電力 28%
②東京ガス 16%
③中部電力 15%
④関西電力 10%
⑤大阪ガス 9%
⑥九州電力 6%
⑦東北電力 5%

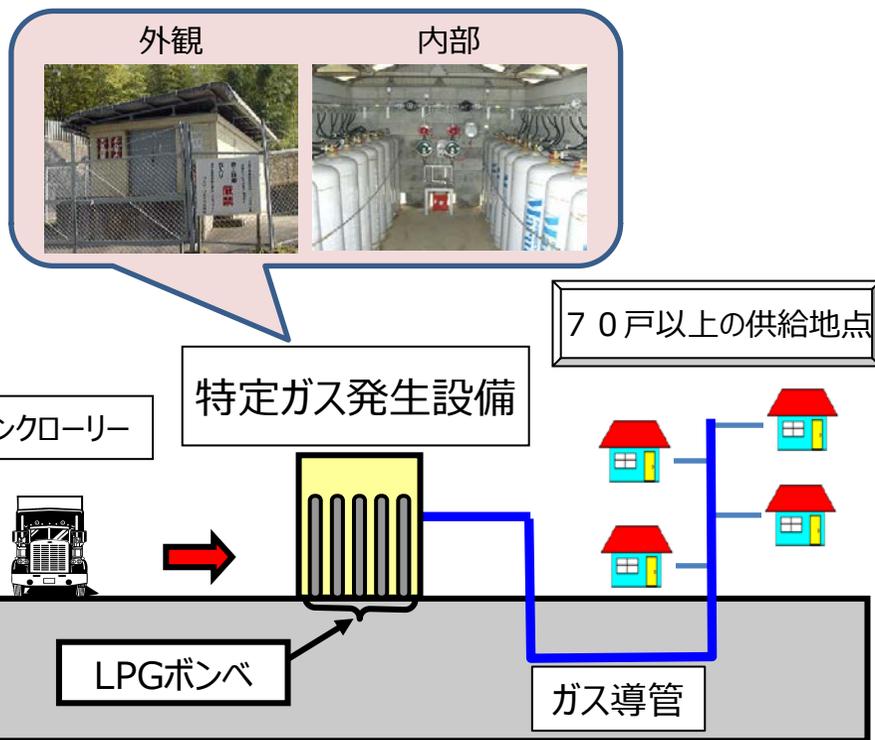
現行のガス事業法の概要（一般ガス事業について）

- 「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業をいい、当該事業の開始について、**経済産業大臣の許可を受けた者を「一般ガス事業者」という。**
- 導管等の二重投資を回避するなどの観点から、**許可制として供給区域での独占供給を認める一方、その独占的経営に伴う弊害を取り除く観点から、供給義務・託送供給義務等の義務を課し、原則として、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（供給約款）や、経済産業大臣に届け出た料金その他の供給条件（託送供給約款）に基づく供給が事業者には義務付けられている。**
- **事業者数は、203事業者**（平成28年6月1日時点）。代表的な事業者は、以下のとおり。

	主たる事業形態	事業者	販売量比率
①	多数のLNG基地及び大規模導管網を保有し、それを通じて供給	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス	65%
②	LNG基地1、2カ所及び一定規模の導管網を保有し、それを通じて供給	北海道ガス、仙台市ガス、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス	8%
③	他社の導管を通じて卸供給を受け、自社導管網により供給	122事業者(うち公営20)	18%
④	タンクローリー・鉄道貨車により調達をし、自社導管網により供給	72事業者(うち公営5)	1%

現行のガス事業法の概要（簡易ガス事業について）

- 「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、簡易なガス発生装置（「特定ガス発生設備」）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいい、経済産業大臣の許可を受けた者を「簡易ガス事業者」という。
- 導管等の二重投資を回避するなどの観点から、許可制として供給地点での独占供給を認める一方、その独占的経営に伴う弊害を取り除く観点から、供給義務を課し、原則として認可を受けた料金その他の供給条件（供給約款）に基づく供給が事業者には義務付けられている。
- 事業者数は、1,375事業者。代表的な事業者は、日本瓦斯(株)（供給地点数約11万）、西部ガスエネルギー(株)（供給地点数約8万）など。



簡易ガス事業者の規模分布
(平成27年度末時点)

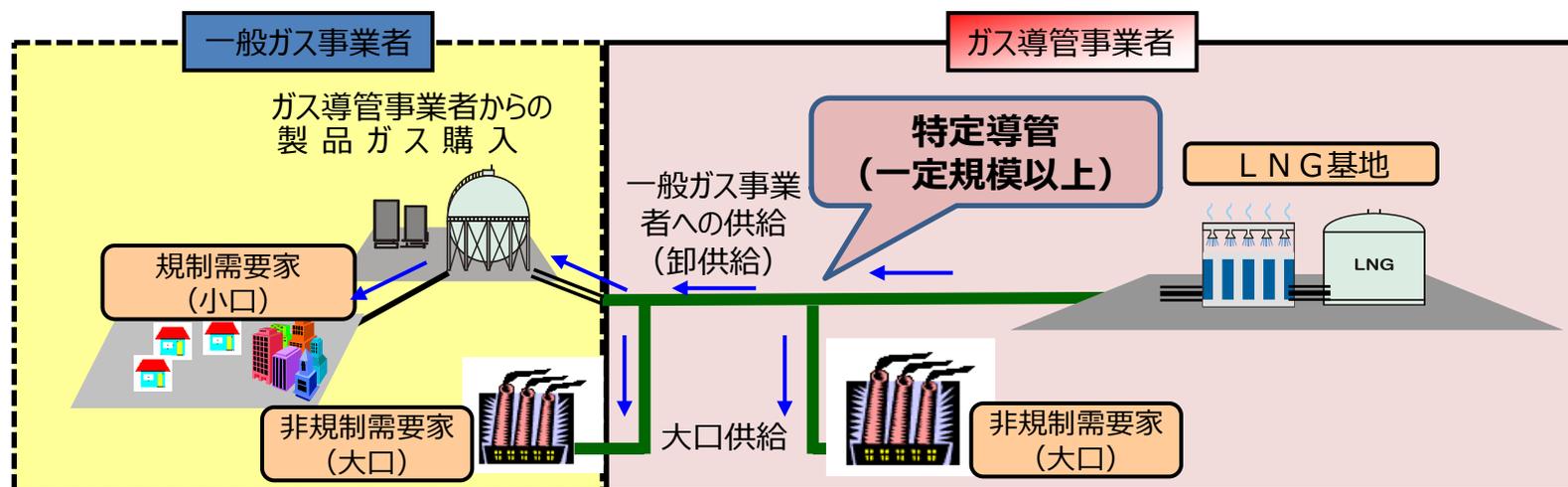
供給地点数	事業者数
10,000以上	27
9,999～5,000	29
4,999～4,000	18
3,999～3,000	33
2,999～2,000	62
1,999～1,000	165
1,000未満	1,041
計	1,375

現行のガス事業法の概要（ガス導管事業について）

- 「ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する特定導管（一定規模以上の導管）により、卸供給及び大口供給を行う事業をいい、当該事業の開始について経済産業大臣に届け出た者を「ガス導管事業者」という。
- ガス導管事業については、二重導管による利益阻害を防止する観点から、届出の際に一定の待機期間を設け経済産業大臣が変更・中止命令を行うことができることとし、当該事業者に対して託送供給義務を課し、原則として経済産業大臣に届け出た料金その他の供給条件（託送供給約款）での託送供給が義務付けられている。
- 事業者数は、25事業者（平成27年度末）。代表的な事業者は、以下のとおり。

主なガス導管事業者

事業分類	事業者名
電気事業者	関西電力、東京電力、中部電力、四国電力
石油・LPG事業者	三愛石油、JX日鉱日石エネルギー
国産天然ガス事業者	国際石油開発帝石、石油資源開発

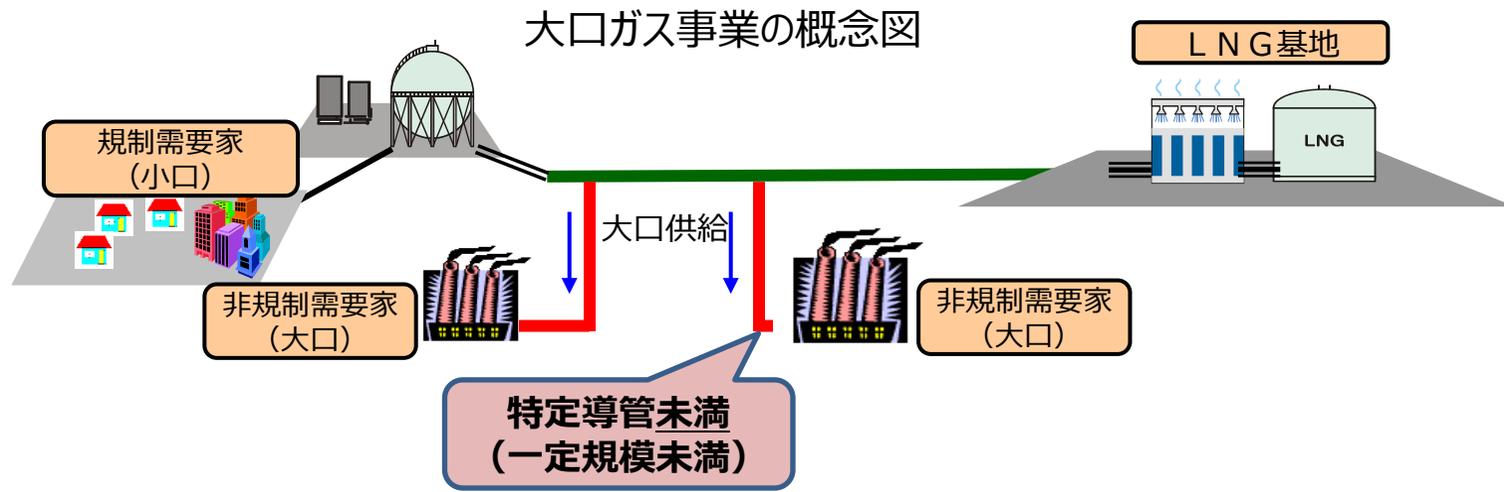


現行のガス事業法の概要（大口ガス事業について）

- 「大口ガス事業」とは、大口供給、すなわちガスの使用者の一定数量（年間ガス使用量 10万³）以上の需要に応じて行う導管によるガスの供給を行う事業であって、一般ガス事業者がその供給区域内で行うもの、特定ガス発生設備を用いるもの、ガス導管事業を除いたものをいい、当該事業の開始について経済産業大臣に届け出た者を「大口ガス事業者」という。
- 大口ガス事業については、一般ガス事業者の需要家の利益阻害を防止する観点から、届出の際に一定の待機期間を設け経済産業大臣が変更・中止命令を行うことができることとしている。
- 事業者数は、20事業者（平成27年度末時点）。代表的な事業者は、以下のとおり。

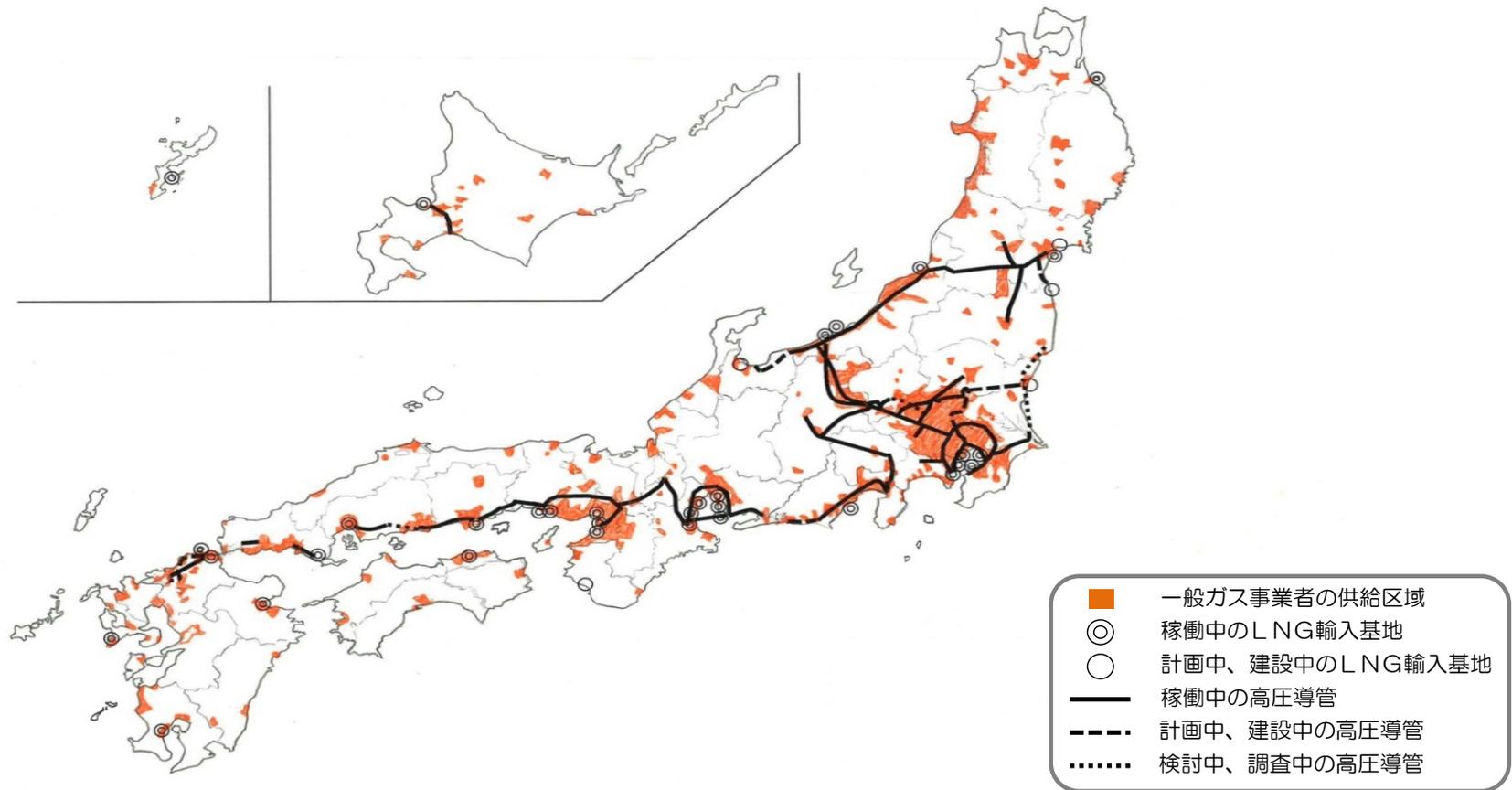
主な大口ガス事業者

事業分類	事業者名
石油・LPG事業者	朝日ガスエナジー、岩谷産業、仙台プロパン
国産天然ガス事業者	合同資源
商社	鈴与商事、三井物産、三菱商事
その他	エネルギーアドバンス、甲賀エナジー、三菱化学、新日本製鐵八幡製鐵所

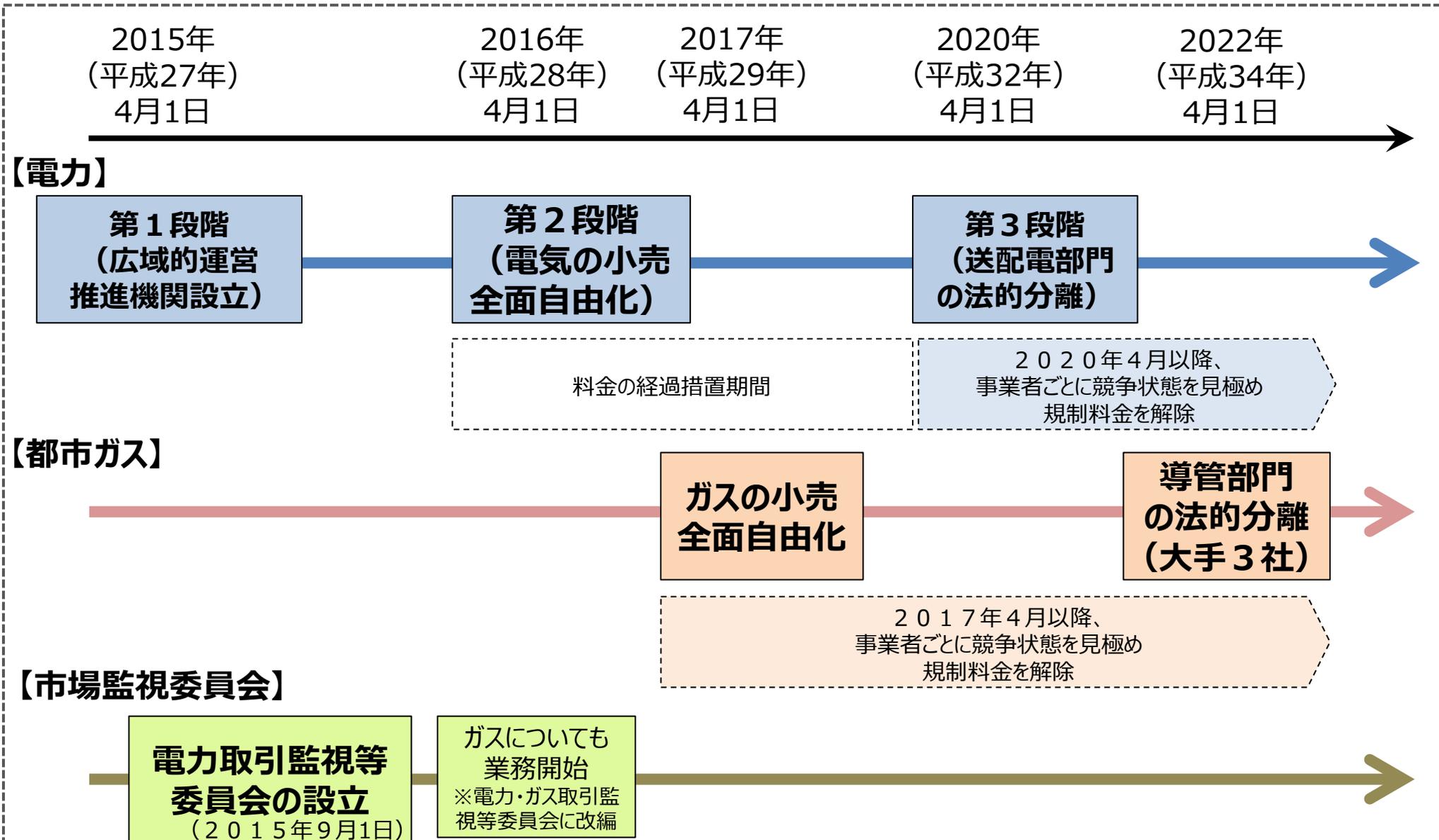


都市ガス導管網の整備状況

- 都市ガス会社の供給区域は**国土の6%弱**（供給区域内世帯数は全国世帯数の約**67%**）。
- 近年、長距離ガス導管が、姫路－岡山、三重－滋賀、静岡－浜松、新潟－富山などで整備されたが、東京－名古屋間など、太平洋岸も未だ接続されていない。
- 今後の都市ガス導管網の具体的な整備については、**年内を目途に新たな会議体を立ち上げて検討**していく。



エネルギーシステム改革のスケジュール



自由化のポイント（小売全面自由化）

- 家庭などの小口における小売全面自由化は、2017年4月1日から開始される。

製造部門
(LNG基地)



2017年4月以降

- ガス製造事業者（届出制）

導管部門
(ガス導管サービス)



- 一般ガス導管事業者（許可制）

- 地域独占

- 料金規制（総括原価方式）

- 最終保障供給サービスの提供義務

小売部門



- ガス小売事業者（登録制）

- 全面自由化

- 競争が不十分な地域には経過措置（注）として
規制料金を継続

（注）経過措置指定基準（どちらにも該当すれば指定）

<STEP 1> 都市ガス利用率が50%超

<STEP 2> 一般ガス事業者による需要家獲得件数×1 / 2 >
他燃料事業者への需要家変換件数

※直近3年間の合計ベース。

自由化のポイント（導管部門の法的分離）

- ガス導管事業の一層の中立性と透明性の確保を図るため、2022年までに大手3社（東京・大阪・東邦）の導管部門を分離させる。
- 持株会社型か子会社型のどちらかを選べる。

持株会社型

持株会社

製造会社

導管会社

小売会社

競争

競争

↑
規制

子会社型

製造会社

小売会社

競争

競争

導管会社

↑
規制

自由化のポイント（LNG基地とガス導管の第三者利用）

- LNG基地

- ・LNG基地の第三者利用制度を確立。

- ガス導管

- ・一般ガス導管事業については、地域独占や料金規制を維持。
- ・ガス導管の第三者利用を保証。
- ・導管接続を促すため、国が事業者間の協議を命令・裁定できる制度を創設。